

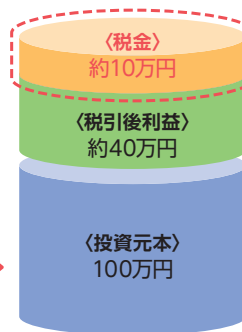
# 新しいNISA制度のご案内

## 「NISA (少額投資非課税制度)」とは

2014年1月にスタートした、少額からの投資を行うための非課税制度です。

例えば、投資信託に投資した場合、「普通分配金」と売却時の「譲渡益」にかかる税金(20.315%)が非課税になります。

例 投資信託を100万円で購入した場合



→ NISAを活用すると非課税に!

(50万円の利益が出た場合)

2024年1月スタート

## 新しいNISA制度のポイント

### 01 口座開設期間の恒久化

これまでのNISA制度では口座開設期間が定められていましたが、2024年からは恒久化されます。

### 02 非課税保有期間の無期限化

これまでのNISA制度では非課税保有期間が限られていましたが、2024年からは無期限になります。

### 03 成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能

### 04 年間投資枠は360万円

つみたて投資枠では年間120万円、成長投資枠では年間240万円まで投資が可能です。

### 05 非課税保有限度額は1,800万円

簿価(買付)金額ベースで1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)まで保有することができます。

### 06 非課税投資枠の再利用が可能

非課税保有限度額1,800万円の枠内で保有している投資信託を売却した場合、翌年から枠の再利用ができます。

## NISA制度の新旧比較

2023年12月まで

	つみたてNISA 選択制	一般NISA
年間投資枠	40万円	120万円
非課税保有期間	20年間	5年間
非課税保有限度額	800万円	600万円
口座開設期間	2023年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上

2024年1月～

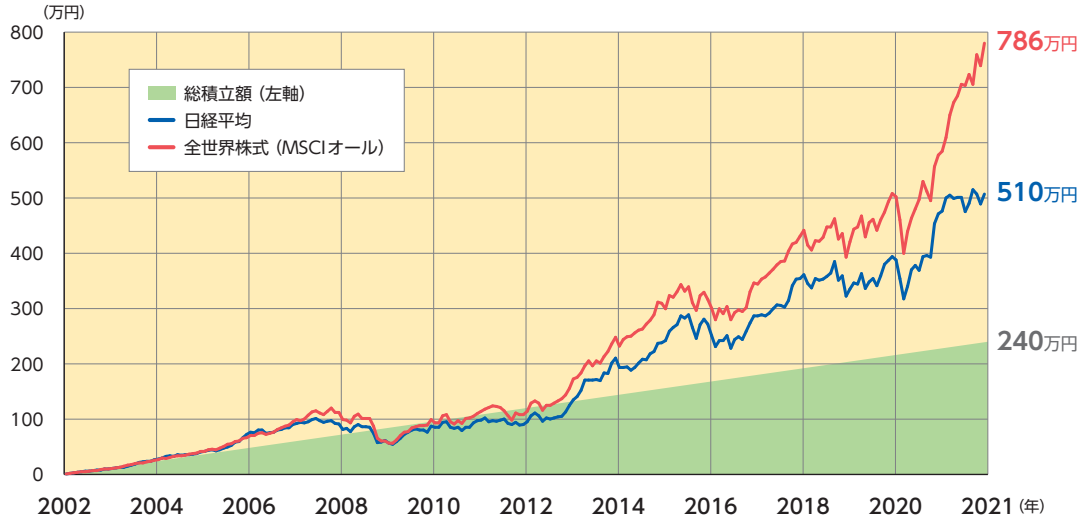
	つみたて投資枠 併用可	成長投資枠
	120万円	240万円
	無期限化	無期限化
	1,800万円 ※簿価残高方式での管理(枠の再利用が可能)	
		1,200万円(内数)
	恒久化	恒久化
	つみたてNISA対象商品と同様	上場株式・投資信託等(一定の投資信託等を除外)
	18歳以上	18歳以上

(令和5年9月30日作成)



長期・積立・分散 投資のシミュレーション

例 2002年1月～2021年12月の毎月末に主な株式指数に1万円を積立投資をした場合



●税金・手数料等は考慮していません。●上記の結果は将来の運用成果を保証するものではありません。  
出所：Bloombergのデータを基に作成

長期

で運用をすることで複利の効果をしっかりと受けることができます！

積立

の活用で毎月コツコツと貯めることができ、投資のタイミングを分散できます！

分散

投資で様々な国や地域や通貨、資産(株・債券・リート)へ投資することができます！



「NISAや投資信託のしくみをもっと知りたい」  
「上手な資産形成の方法を知りたい」という方は、  
お近くの但馬銀行へご相談ください！

旧NISA制度から2024年の新しいNISA制度への移行に関する留意点

●つみたてNISA、一般NISA、ジュニアNISAから2024年の新しいNISA制度へのロールオーバーはできませんが、旧制度における非課税期間内(つみたてNISA:20年、一般NISA:5年、ジュニアNISA:5年)は非課税で保有可能です。●2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了後も18歳になるまでは非課税で保有することが可能です。

投資信託に関する留意点

●投資信託は、預金商品ではなく、元本の保証はありません。●投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することになります。●投資信託は、預金保険の対象ではありません。●当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●当行は、投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は投資信託委託会社または海外の投資顧問会社が行います。●投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧いただき、内容をご理解のうえ、ご自身でご判断ください。

※本チラシは2023年9月30日現在の法令を元に作成しています。今後、変更・修正される可能性があることを前提にご覧いただき、実際にNISA制度をご利用いただく時には最新の情報をご確認ください。

【登録金融機関】 商号等：株式会社但馬銀行(登録金融機関)  
登録番号：近畿財務局長(登金)第14号  
加入協会：日本証券業協会

お問い合わせは

0120-164-230  
受付時間/平日9:00~17:00 (ただし、銀行休業日を除く)